

兵庫県公立大学法人における会計監査人業務にかかる 業務委託仕様書

1 目的

兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、財務諸表、事業報告書及び決算報告書についての会計監査人の監査を受ける必要があります。

会計監査人の選任は、法第36条の規定に基づき、設立団体の長（兵庫県知事）が選任することとなっています。

この度、経済性に優れていることのみならず、専門的知識や豊富な実務経験を活かした効果的な監査業務の実施が見込める会計監査人を選定するため、企画提案の募集を行うものです。

2 委託業務名

兵庫県公立大学法人における会計監査人業務委託

3 会計監査人の任期

法第38条の規定に基づき、選任の日以後、最初に終了する事業年度（令和7年度事業）の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく知事の承認の日までとします。

ただし、法第39条の規定による解任等の特段の事情のない限り、令和8年度事業及び令和9年度事業についても監査実施計画書の提出を求め、確認の上、再任する方針とします。

4 業務内容

(1) 法第35条の規定に基づく財務諸表、事業報告書及び決算報告書についての監査の実施並びに法第34条第2項の規定に基づく会計監査報告の提出業務

- ・予備調査、監査計画の策定
- ・期中監査
- ・システム監査、固定資産実査、棚卸立会等
- ・期末監査
- ・監査報告書の提出

(2) 法人理事長等との連携業務

- ・監査計画についての説明、意見交換
- ・監査報告書についての説明、意見交換
- ・その他、監査業務に係る説明、報告、情報交換等

(3) 監事、内部監査部門との情報共有、連携業務

(4) 法人会計に対する会計指導、助言、相談対応業務

- ・日常の法人運営の中で、法人会計に関する助言や相談対応等

※ 再任された場合、令和8年度事業及び令和9年度事業の監査に当たっては、前年度の課題等を踏まえた対応を行うこととします。

5 監査実施体制

本監査業務の実施に当たっては、公認会計士を含む監査チームを構成して実施することとし、そのチーム内の公認会計士1名を本監査業務に係る統括責任者（監査責任者）として指定し、本監査業務全般の管理を行ってください。

契約締結後、企画提案書に記載の者が、やむを得ない理由で交代する場合は、同等以上の者を充ててください。

6 留意事項

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施に当たっては、関係法令を遵守してください。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、兵庫県個人情報の保護に関する条例の趣旨に従い、厳密かつ適正に行ってください。

(3) 守秘義務

本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守してください。この義務は、事業者は契約期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及び退職した後においても同様となります。

(4) 書類保管

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管してください。契約期間が終了した場合には、法人から貸与した書類等は返還してください。